令和８年度　京都市立第三錦林小学校「学校いじめの防止等基本方針」

１　総則

本方針については、子どもの尊厳を保持する目的の下、平成２５年9月２８日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第１３条及び法を受け平成２６年１０月１０日に施行した「京都市いじめの防止等に関する条例」第１０条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

（１）目　的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。「いじめ」の態様は非常に多様であり、見えない所で被害が発生している場合もある。従って「いじめ」はどの学校、学級でも起こり得るものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。そして、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげていく。

（２）基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「いじめ防止条例第2条関係」に充分留意し、次に揚げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。

① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめ防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

② いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うことになった背景を踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

２　いじめ対策委員会

ア　構成員（職名又は校務分掌※緊急の場合はその限りではない）

校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　養護教諭　教育相談主任　人権教育主任　　保健主事
SSW　SC　当該担任（含元担任）

イ　役割・取組内容

- 児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発。
- 児童や保護者との個人面談や教育相談、地域からの意見聴取・情報収集。
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報集約。
- 発見されたいじめ事案への対応。（ケース会議の開催等）
- 重大事態への対応。（市教委への報告・調査主体等の協議）
- 「学校いじめの防止等基本方針」の作成。
- 未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
- 教職員の共通理解と共通実践の促進。
- 「取組評価アンケート」、「生徒指導委員会」、「全校で見守りたい子ども」の実施。

３　学校いじめ防止プログラム

⑴　学校におけるいじめ未然防止のための取組

ア　学習環境の整備

- 毎朝の10分間読書の充実を図ることにより、読書の習慣化を図る。また、学年だよりや学級懇談会で「家庭学習の中に読書を位置付ける」働きかけをする。
- 学習意欲の高まる教室環境を意識し、常に整理整頓された環境を整える。
- 子どもたちの作品を丁寧に掲示・展示し、一人一人が大切にされていると実感できる教室環境を整える。
- 安全を考慮した、整然とした校内環境の維持に努める。

イ　授業改善の充実

- 全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- 学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を意識した学習内容や学習形態の工夫。
- ＴＴ指導の推進。
- 専科指導、教科担任制の導入。GIGAスクール構想の推進と充実。
- 自主学習プリントの工夫。
- 家庭学習の充実に向けて取組・家庭への働きかけ。

ウ　道徳教育、人権教育の充実

- しなやかな道徳教育研究指定校としてのかつての取組を生かし、小中一貫教育の視点から年間指導計画をもとに積極的に児童の道徳的実践力を育成することができるよう、研究・実践、検証を進め、指導及び支援の充実を図っていく。
- よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- 地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業の公開や講演の実施。
- 警察のスクールサポーターによる非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施。
- 全教科を通して、豊かな人権感覚をはぐくむ。
- 生き方探究パスポートの活用
- 一人一人が互いを認め合い、共に生きる子どもの育成。
- 総合的な学習（ふれあい学習）の時間での系統的な人権学習。
- 「人権の日」「ふれあいの日」を設定し、テーマごとに人権の大切さについて理解を深める。

エ　児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- 宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- 学校行事などを通しての人間関係づくり。
- 総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- 地域、ＰＴＡとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。
- 非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- 情報モラルの指導。
- 学級だより等での啓発。
- 人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- 非行防止教室、薬物乱用教室の保護者参観。
- 岡崎中学校・近衛中学校ブロックでの六校会による自己肯定感を高める指導の共有

オ　児童同士の絆づくり

- 縦割り活動、異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成及び、集団意識の向上。
- 異学年対話での学習体験発表。
- 異学年の部員で組織される部活動の運営。
- 学校評価アンケートの結果の分析と、ＰＤＣＡサイクルでの見直し。
- 岡崎中学校ブロックでの小中連携「あいさつ運動」の実施

⑵　いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア　日常の児童に関する情報共有

- 登校指導、休み時間・掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- 「生指・総育部会」の定期的開催（月1回）。
- 欠席の際の保護者との連携。
- TT指導、専科指導、教科担任制の導入による、複数の目での児童理解及び情報交流。

イ　児童に対する定期的な調査（アンケート、教育相談等）

- 学校評価アンケート、いじめアンケート（記名式）を利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- 教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ＳＣ（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携による教育相談。
- 定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- 定期的な「生指・総育部会」「ケース会議」による情報共有と組織的な動きの構築。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア　いじめが起こったときの措置（基本的な考え方）

- 速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の把握・記録。
  （被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- 「生徒指導委員会」で組織的に対応。
- 被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- 加害児童への責任ある指導。
- 保護者との連携。
- 学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

イ　いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』
□学校いじめ防止プログラムの策定
□教職員、児童生徒、保護者，地域への周知
□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』
□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
□臨時の委員会開催時の手順確認・周知
□児童生徒、保護者、地域への周知
□いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組　（予防）

- 学習環境の整備
- 道徳教育・人権教育の充実
- 児童生徒同士の絆づくり
- 授業改善
- 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把　（見逃しのない観）

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- アンケート調査等の情報から　等

↓

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。　（手遅れのない対応）

【いじめ対策委員会で共有】
●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】
●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

↓

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。
［認識の共有化・行動の一元化］　（心の通った指導）

【児童生徒への指導・支援】
●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC，パトナ等との連携を図る。
●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、<u>再発防止</u>に向けた指導を行う。
●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】
●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日，関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】
●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】
●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

⇔ 【教育委員会への報告・連携】
●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対処する。

↓

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】
●少なくとも以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が<u>**少なくとも３か月間**</u>止んでいること　（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと　（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ　インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

・情報モラルの学級指導の充実。
・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
・保護者参観・懇談会で情報提供し、保護者との連携を強める。
・家庭教育講座、地生連等を活用しての地域への啓発。
・「情報モラル教室」や「ケータイ教室」を実施し、携帯電話の使い方や情報モラルについての理解を深める。

エ　「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

・学校全体での継続的な指導・支援を行う。
・少なくとも以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
　① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
　② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
・面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質向上の取組（校内研修）

・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
・人権感覚を磨く取組と能力向上を図る事例研修の実施。

４　保護者・地域、関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

・日常の教育活動において、家庭訪問や電話連絡、連絡帳や学級だよりなどを通じて、状況や内容に応じて家庭との連絡を取り合い、児童に対して連携した働きかけができるようにする。
・学校運営協議会や学校評価委員会、PTAやおやじの会など地域の方々との様々な行事や交流などを通して、地域全体で子どもたちを見守り、育てていく意識を共有できるようにする。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

・第三錦林小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や第三錦林小学校「学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地生連での研修会を設定する。
・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、SSW・SC・児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
・平素から近隣の保育園・幼稚園及び中学校、児童館等との連携を密にして、児童の実態把握に努め、いじめの防止に努める。

５　重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
・重大事態は法において、
　① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
　② 相当の時期、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
　と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。

本校が調査の主体となる場合

・本校の下に組織を設け、事実関係を明確にする調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

京都市教育委員会が調査主体の場合

・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

６　年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する予定である。年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	生徒指導委員会による対策会議やケース会議、校内研修等	未然防止に向けた取組や行事	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導研修「学級経営案」 「いじめ防止等基本方針」共有 人権研修「同和教育」	あいさつ週間 人権の日 全校朝会で児童に説明「いじめ対策委員」紹介		
5	生指・総育部会① ケース会議① 生徒指導研修「全校で見守りたい子ども」について 授業を伴う総合育成支援研修	１年生を迎える会		参観・懇談 ＰＴＡ総会 （いじめ対策委員会の周知・学校だよりに掲載）
6	生指・総育部会② ケース会議②	人権の日 ６年修学旅行	悩みごと相談月間・いじめに関するアンケート実施	道徳授業参観（全学級道徳授業参観）
7	ケース会議③ いじめアンケート調査結果の共有 小学校人権教育研究集会		学校評価・クラスマネジメントシート実施	個人懇談会
8	人権教育研修会 生徒指導研修会 学校評価・クラスマネジメントシート結果共有	あいさつ週間 人権の日		
9	生指・総育部会③ ケース会議④	人権の日 ５年花背山の家		ふれあい親子学習会
10	生指・総育部会④ ケース会議⑤	運動会 人権の日		
11	生指・総育部会⑤ ケース会議⑥ 総合育成支援研修「全校で見守りたい子ども」について	人権の日 幼保小交流 学習発表会 非行防止教室４年 ケータイ教室５年 薬物乱用教室６年	悩みごと相談月間・いじめに関するアンケート実施	非行防止教室 薬物乱用教室 ケータイ教室
12	ケース会議⑦ いじめアンケート調査結果の共有 学校いじめ防止プログラム見直し		学校評価・クラスマネジメントシート実施	個人懇談会
1	生指・総育部会⑥ ケース会議⑧ 学校評価・クラスマネジメントシート結果共有	人権の日 あいさつ週間 幼保小交流		
2	ケース会議⑨ 生徒指導研修「全校で見守りたい子ども」について			入学説明会 参観・懇談
3	生指・総育部会⑦ ケース会議⑩	６年生を送る会		